

意見第1号

北朝鮮による拉致問題の早期解決を求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和3年3月3日

提出者 久喜市議会議員

上 條 哲 弘

宮 崎 利 造

岡 崎 克 巳

杉 野 修

猪 股 和 雄

久喜市議会議長 春 山 千 明 様

北朝鮮による拉致問題の早期解決を求める意見書

北朝鮮が日本人の拉致を認め、謝罪した2002年の日朝首脳会談後、5名の拉致被害者とその家族の帰国が実現しました。しかし、そこから20年近い年月が経過し、令和の時代となった現在に至っても、政府認定の拉致被害者12名は、いまだ北朝鮮に残されたままです。また、拉致の可能性を排除できないとして、全国の都道府県警が捜査・調査をしている特定失踪者は2020年10月現在で875名にのぼります。

拉致問題に進展が見られない中、拉致被害者及びその御家族の高齢化が進んでおり、解決へは一刻の猶予も許されない状況です。昨年2月には、有本恵子さんの母・有本嘉代子さんが、6月には横田めぐみさんの父・横田滋さんが逝去されました。最愛の家族との再会がかなわなかった無念は、察するに余りあります。

菅総理は、就任記者会見で、拉致問題に対して「不退転の決意で、自ら先頭に立って取り組んでいきたい」「米国などの関係国と緊密に連携する」と述べており、全ての拉致被害者の一日も早い帰国に向け、全力を挙げる考えを示しました。また、拉致問題担当大臣に再度就任した加藤官房長官も、会見において、米国など関係国としっかりと連携をとっていく考えを示し、「拉致問題は、菅内閣においても、最重要課題である」「もはや一刻の猶予もない」と解決に意欲を示しています。

拉致問題は、重大な人権侵害であるとともに、我が国の国家主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題です。拉致問題の全面解決は、日本国民全体の願いであり、国民一人一人の生命と財産を守ることは、国家が取り組むべき最も重要な責務です。

よって、久喜市議会は市民とともに、国に対し、北朝鮮による拉致問題の早期解決を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

久 喜 市 議 会

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
法 務 大 臣
外 務 大 臣
内 閣 官 房 長 官
拉 致 問 題 担 当 大 臣

あて